

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和八年二月岡山県議会定例会の招集
 - 特定施設の構造等の変更の許可申請
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
 - 特定計量器定期検査
 - 道路の占用を制限する区域の指定
- 【公告】
- 土地改良区役員の退任届
 - 県営土地改良事業計画の縦覧
 - 〃
 - 〃
 - 林業種苗法に基づく生産事業者の登録
 - 公共測量の実施
 - 公共測量の終了

財政課

環境管理課

指導監査課

工業技術センター

道路整備課

耕地課

〃

〃

〃

治山課

監理課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十九号

令和八年二月二十四日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和八年二月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 品川ゼネラル株式会社
住所 岡山県備前市東片上88番地
氏名 代表取締役社長 高橋 陽一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 品川ゼネラル株式会社品川三石鉱山
所在地 岡山県備前市三石2638番地2

令和8年2月17日 岡山県公報 第12778号

- (3) 特定施設に関する事項
変更なし
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	No.8排水口 新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1.6	2
p H	5.8~8.6	
BOD (mg/L)	20	30
COD (mg/L)	20	30
SS (mg/L)	100	120
油分 (mg/L)	3	5
T-N (mg/L)	60	120
T-P (mg/L)	8	16
大腸菌数 (CFU/mL)	<800	800

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月17日から同年3月10日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

大原指定訪問介護事業所

2 所在地

美作市古町一七〇九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

美作市江見二八〇番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年二月九日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二二四

五 サービスの種類

訪問介護

令和8年2月17日 岡山県公報 第12778号

◎岡山県告示第七十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
美咲町	旭町民グラウンド横スクールバス車庫		令和八年 四月二十日	一〇〇三〇〇 一二〇〇〇〇
美咲町	美咲町柵原総合文化センター		二十一日	一〇〇三〇〇 一二〇〇〇〇
美咲町	美咲町役場 公用車駐車場		二十二日	一〇〇三〇〇 一二〇〇〇〇
西粟倉村	いきいきふれあいセンター		二十三日	一三三〇〇〇 一五〇〇〇〇
奈義町	奈義町役場		二十四日	一〇〇三〇〇 一二〇〇〇〇
美咲町				一三三〇〇〇 一五〇〇〇〇

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	四八二号	真庭市蒜山中福田字四久保田三六一番一八地先から 真庭市蒜山中福田字四久保田三五六番五地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和八年二月十七日

〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

岡山市南区奥迫川一三〇〇―三

理事監
事の別
監 事

藤原 直喜

監 事

〔六五〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業(ため池整備(地震対策) 玉島大木池地区)
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(ため池整備(地震対策) 玉島大木池地区) 計画書
- 三 縦覧の期間
令和八年二月十七日から同年三月十日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市玉島支所

〔六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備榎ノ奥池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 真備榎ノ奥池地区） 計画書
- 三 縦覧の期間
令和八年二月十七日から同年三月十日まで
- 四 縦覧の場所
倉敷市真備支所

〔六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 峠谷池地区）
縦覧に供する書類
- 二 県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 峠谷池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和八年二月十七日から同年三月十日まで
- 四 縦覧の場所
美作市役所

〔六八〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

八 美作一 二	登 録 番 号		
小林 司	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者	
津山市野村五五―一〇	住 所		
幼苗の育成、 幼苗以外の 苗木育成	生 産 事 業 の 内 容		
津山市市場 一六一二	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		

〔六九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市生江浜地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和八年一月二十九日から同年三月二十四日まで	測量期間

〔七〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年二月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

美作市川北地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和八年一月六日	終了年月日